# 紛争調整委員の選任状況について

大臣官房地方課企画室

紛争調整委員会の委員については、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」 第7条第2項において「委員は、学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が 任命する。」こととされている。

「学識経験を有する者」とは、産業社会の実情に通じ、法令や判例、企業の人事 労務管理について専門的知識を有するものであり、具体的には、弁護士等の法曹関 係者、学者、社会保険労務士、人事労務管理の実務に携わった経験を有する者であ ると解しており、幅広い人材から紛争調整委員会の委員として適当と判断した者を 都道府県労働局長からの推薦を受けて、厚生労働大臣が任命している。

(単位:人)

	弁護士	学 者	社会保険	行政経験	人事労務	その他※1	슴 計
		(大学教授等)	労務士	者	実務経験者		
男性	180	2 3	3 8	0	1	3	2 4 5
							<64.3%>
	(73.5%)	(9.4%)	(15.5%)		(0.4%)	(1.2%)	(100.0%)
女性	9 3	1 0	2 9	0	0	4	1 3 6
							<35.7%>
	(68.4%)	(7.4%)	(21.3%)			(2.9%)	(100.0%)
合計	273	3 3	6 7	0	1	7	3 8 1
							<100.0%>
	(71.7%)	(8.7%)	(17.6%)		(0.3%)	(1.8%)	(100.0%)%2

- ※1 「その他」には司法書士、民事調停委員、大学専任講師等が含まれる。
- ※2 四捨五入による端数処理のため、合計欄の数値は必ずしも 100%にならない。

# あっせん申請書

紛 争 当 事 者	労働者	<sup>ふりがな</sup> 氏名			
		住所	〒   電話	(	)
	事業主	氏名又は名称			
		住所	〒 電話	(	)
		※上記労働者 に係る事業			
		場の名称及 び所在地	〒 電話 (	(	)
あっせんを求める 事項及びその理由					
紛争の経過					
その他参考 となる事項					

年 月 日

申請人 氏名又は名称

(ET)

労働局長 殿

#### あっせんの申請について

(1) あっせんの申請は、あっせん申請書に必要事項を記載の上、紛争の当事者である労働者に係る事業場の所在地を管轄する都道府県労働局の長に提出してください。

申請書の提出は原則として申請人本人が来局して行うことが望ましいものですが、遠隔地からの申請等の場合には、郵送等による提出も可能です。

- (2) 申請書に記載すべき内容及び注意事項は、次のとおりです。
  - ① 労働者の氏名、住所等 紛争の当事者である労働者の氏名、住所等を記載すること。
  - ② 事業主の氏名、住所等 紛争の当事者である事業主の氏名(法人にあってはその名称)、住所等を記載する こと。また、紛争の当事者である労働者に係る事業場の名称及び所在地が事業主の名 称及び住所と異なる場合には、※上記労働者に係る事業場の名称及び所在地について
  - ③ あっせんを求める事項及びその理由 あっせんを求める事項及びその理由は、紛争の原因となった事項及び紛争の解決の ための相手方に対する請求内容をできる限り詳しく記載すること (所定の欄に記載し きれないときは、別紙に記載して添付すること。)。
  - ④ 紛争の経過

も記載すること。

紛争の原因となった事項が発生した年月日及び当該事項が継続する行為である場合には最後に行われた年月日、当事者双方の見解、これまでの交渉の状況等を詳しく記載すること(所定の欄に記載しきれないときは、別紙に記載して添付すること。)。

⑤ その他参考となる事項

紛争について訴訟が現に係属しているか否か、確定判決が出されているか否か、他の行政機関での調整等の手続へ係属しているか否か、紛争の原因となった事項又はそれ以外の事由で労働組合と事業主との間で紛争が起こっているか否か、不当労働行為の救済手続が労働委員会に係属しているか否か等の情報を記載すること。

⑥ 申請人

双方申請の場合は双方の、一方申請の場合は一方の紛争当事者の氏名(法人にあってはその名称)を記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

(3) 事業主は、労働者があっせん申請をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇 その他不利益な取扱いをしてはならないこととされています。

様式第3号(第6条第2項関係)

番号年月

殿

紛争調整委員会 会長

# あっせん開始通知書

あなたから 労働局長あて 年 月 日申請のあったあなたと との間の紛争のあっせんについて、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、 労働局長の委任を受けて、下記のとおり開始することとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第6条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 事件番号
- 2 あっせん委員

様式第4号(第6条第2項関係)

番 号 年 月 日

殿

紛争調整委員会 会長

## あっせん開始通知書

申請人 から 年 月 日申請のあったあなたとの間の紛争のあっせんについて、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、 労働局長の委任を受けて、下記のとおり開始することとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第6条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 事件番号
- 2 あっせん委員
- 3 あっせん申請の概要

### 4 留意事項

- (1) 紛争調整委員会によるあっせんとは、当委員会のあっせん委員が紛争当事者の間に入り、当事者間の話合いによる解決を促進するものです。
  - あっせんの期日等具体的な手続については、追って通知します。
- (2) あっせんの手続に参加する意思がない旨が表明された場合には、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないものとして、あっせんの手続を打ち切ることとなりますので、当委員会によるあっせんを望まない場合には、 年 月 日までにその旨を当委員会あて通知してください。

なお、あっせんの手続は、参加が強制されるものではなく、また、不参加の意思が 表明された場合にも、不利益な取扱いがなされるものではありません。